

## 「半鐘山と北白川を守る会」からの要請書について

平成14年8月及び9月、「半鐘山と北白川を守る会」から国土交通大臣及び社会資本整備審議会会長あてに別添の要請書が送付された。（同時に、内閣総理大臣、文化庁長官《9月のみ》、京都府知事及び京都市長あてにも送付）

### 1. 要請の概要

#### 要請の趣旨

「京都市左京区銀閣寺前町所在の通称半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するなどして保全措置を速やかに講じられますよう重ねて要請します。」

#### 要請の理由（抄）

- ・「半鐘山は、歴史的風土保存区域、風致地区第2種区域、第1種低層住居専用地域に指定されていますが、歴史的風土特別保存地区の指定からもれています。」
- ・「半鐘山は、東山36峰の一つで、古来は銀閣寺の寺領であり、歴史的な由緒ある地区です。」
- ・「銀閣寺が世界遺産条約に基づく文化遺産に指定されたときに、政府は、半鐘山も、バッファゾーン（登録資産緩衝地帯）に指定しており、ユネスコはそれを踏まえて銀閣寺を世界文化遺産に登録しました。」
- ・「半鐘山は、宅地分譲開発工事によって失われようとしています。これは古都京都の歴史的風土を破壊するものです。」
- ・「国土交通大臣におかれては、国における歴史的風土保存事務の所管庁の立場から、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するよう取り組んでください。」
- ・「社会資本整備審議会におかれては、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定することを調査審議し、内閣総理大臣、国土交通大臣に意見を述べ、京都府知事、京都市長に協力を求めてください。」

### 2. 当該地における経緯

- ・昭和 5年 京都市都市計画審議会の議を経て風致地区の指定
- ・昭和41年 歴史的風土審議会の議を経て歴史的風土保存区域の指定  
（当該地は、同区域に指定された。）
- ・昭和42年 京都市都市計画審議会の議を経て歴史的風土特別保存地区の指定  
（当該地は、同地区には指定されていない。）
- ・昭和46年 京都市都市計画審議会の議を経て市街化区域の線引  
（当該地は、同区域に指定された。）
- ・平成 8年 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定拡大  
（当該地は、特別保存地区には拡大指定されていない。）

2002年(平成14年)9月9日

内閣総理大臣	小泉 純一郎 殿
国土交通大臣	扇 千景 殿
文化庁長官	河合 雄雄 殿
社会資本整備審議会会長	樋口 廣太郎 殿
京都府知事	山田 啓二 殿
京都市長	梶本 頼兼 殿

## 要 請 書

### 第1 要請の趣旨

京都市左京区銀閣寺前町所在の通称半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するなどして保全措置を速やかに講じられますよう重ねて要請します。

### 第2 要請の理由

半鐘山は、京都市東山の先端部分に位置する1000坪ほどの里山で、歴史的風土保存区域、風致地区第2種区域、第1種低層住居専用地域に指定されていますが、瓜生山歴史的風土特別保存地区及び大文字山歴史的風土特別保存地区の谷間にあつて、歴史的風土特別保存地区の指定からもれています。

しかしながら、半鐘山は、東山36峰の一つで、古来は銀閣寺(慈照寺)の寺領であり、銀閣寺の400年ほど昔の寺宝絵図にも西方山として描かれている歴史的な由緒ある地区です。しかも、銀閣寺が世界遺産条約に基づく文化遺産に指定されたときに、政府は、半鐘山も、銀閣寺と一体をなす歴史的環境・風致景観としてそのバッファゾーン(登録資産緩衝地帯)に指定しており、ユネスコはそれを踏まえて銀閣寺を世界文化遺産に登録しました。したがって、半鐘山は、銀閣寺や大文字山と一体をなしている自然的環境として歴史的風土特別保存地区に指定するにふさわしい地区であり、かつ同地区に指定すべき地区であります。

ところが、今、半鐘山は、宅地分譲開発工事によって失われようとしています。これは古都京都の歴史的風土を破壊するものです。それに対して、京都市民はもちろんのこと、京都市を訪れる数多くの観光客が半鐘山の保存を求めています。フランス・ルモンド紙も半鐘山を取り上げ、さらには世界遺産の管理に当たるユネスコ世界遺産センターも調査を開始しています。この度、9月9日には、地元住民と弁護士とがユネスコに勧告の要請にうかがいました。

そこで、世界文化遺産である古都京都の半鐘山を保存するために、私たちは半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するなどの措置を速やかに講じられるよう重ねて求めます。

内閣総理大臣におかれては、古都保存法及び世界遺産条約に則り、わが国固有の文化的資産として古都における歴史的風土を保存することが第一次的には国の事務であることに鑑み、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するよう取り組んでください。

国土交通大臣におかれては、国における歴史的風土保存事務の所管庁の立場から、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するよう取り組んでください。

社会資本整備審議会におかれては、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定することを調査審議し、内閣総理大臣、国土交通大臣に意見を述べ、京都府知事、京都市長に協力を求めてください。

文化庁長官におかれては、世界遺産の調査勧告にあたるユネスコと協力して、世界遺産を構成する半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するよう取り組んでください。

京都府知事におかれては、古都保存法の適正な執行に努めるべき任務を有しており、京都府環境基本計画の中で歴史的風土の保全を図ることをうたっておられますから、その立場から半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するよう取り組んでください。

京都市長におかれては、平成8年度に歴史的風土特別保存地区の見直しを行ったと聞いておりますが、古都保存法の適正な執行に努めるべき任務を有し、歴史的風土特別保存地区に関する都市計画決定の権限を有する直接の責任ある立場として、再度見直しを行って半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するか、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定を速やかに行ってください。

以上の通り、半鐘山を後代の国民に継承するために、ユネスコから世界文化遺産の保護を求める勧告がなされるのを待つまでもなく、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するなど速やかに保全策をとられるよう重ねて要請いたします。

2002年(平成14年)9月9日

### 半鐘山と北白川を守る会

北白川東久保町	仲井 かつお
北白川東久保町	辰西 利男
北白川下池田町	西本 幸延
銀岡寺前町	岡本 芳郎
銀岡寺前町	中村 信子
銀岡寺前町	岡部 親
銀岡寺前町	草場 昭彦

内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
国土交通大臣	林 寛子	殿
社会資本整備審議会会長	樋口廣太郎	殿
京都府知事	山田啓二	殿
京都市長	梶本頼兼	殿

## 要 請 書

### 第1 要請の趣旨

京都市左京区銀閣寺前町所在の通称半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定されますよう要請します。

### 第2 要請の理由

半鐘山は、京都市東山の先端部分に位置し、歴史的風土保存区域、風致地区第2種区域、第1種既習住居専用地域に指定されていますが、瓜生山歴史的風土特別保存地区及び大文字山歴史的風土特別保存地区の谷間にあつて、歴史的風土特別保存地区の指定からもれています。

しかしながら、半鐘山は、東山36峰の一つで、古来銀閣寺の寺領であり、銀閣寺の400年ほど昔の寺宝絵図にも西方山として描かれている歴史的な由緒ある地区です。銀閣寺や大文字山と一体をなしている自然的環境として歴史的風土特別保存地区に指定するにふさわしい地区であります。

ところが、今、半鐘山は、宅地分譲開発工事によって失われようとしています。これは古都京都の歴史的風土を破壊するものです。それに対して、京都市民はもちろんのこと、京都市を訪れる数多くの観光客が半鐘山の保存を求めており、フランス・ルモンド紙も半鐘山を取り上げ、さらには海外は遠くユネスコも調査を開始しています。

そこで、世界的文化遺産である古都京都の半鐘山を保存するために、私たちは半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定されるよう求めます。

内閣総理大臣におかれては、わが国固有の文化的資産として古都における歴史的風土を保存することが第一次的は国の事務であることに鑑み、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するよう取り組んでください。

国土交通大臣におかれては、国における歴史的風土保存事務の所管庁の立場から、半鐘山を歴史的風土

特別保存地区に指定するよう取り組んでください。

社会資本整備審議会におかれては、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定することを調査審議し、内閣総理大臣、国土交通大臣に意見を述べ、京都府知事、京都市長に協力を求めてください。

京都府知事におかれては、古都保存法の適正な執行に努めるべき任務を有しており、京都府環境基本計画の中で歴史的風土の保全を図ることをうたっておられますから、その立場から半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するよう取り組んでください。

京都市長におかれては、平成8年度に歴史的風土特別保存地区の見直しを行ったと聞いておりますが、古都保存法の適正な執行に努めるべき任務を有し、歴史的風土特別保存地区に関する都市計画決定の権限を有する直接の責任ある立場として、再度見直しを行って半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定して下さい。

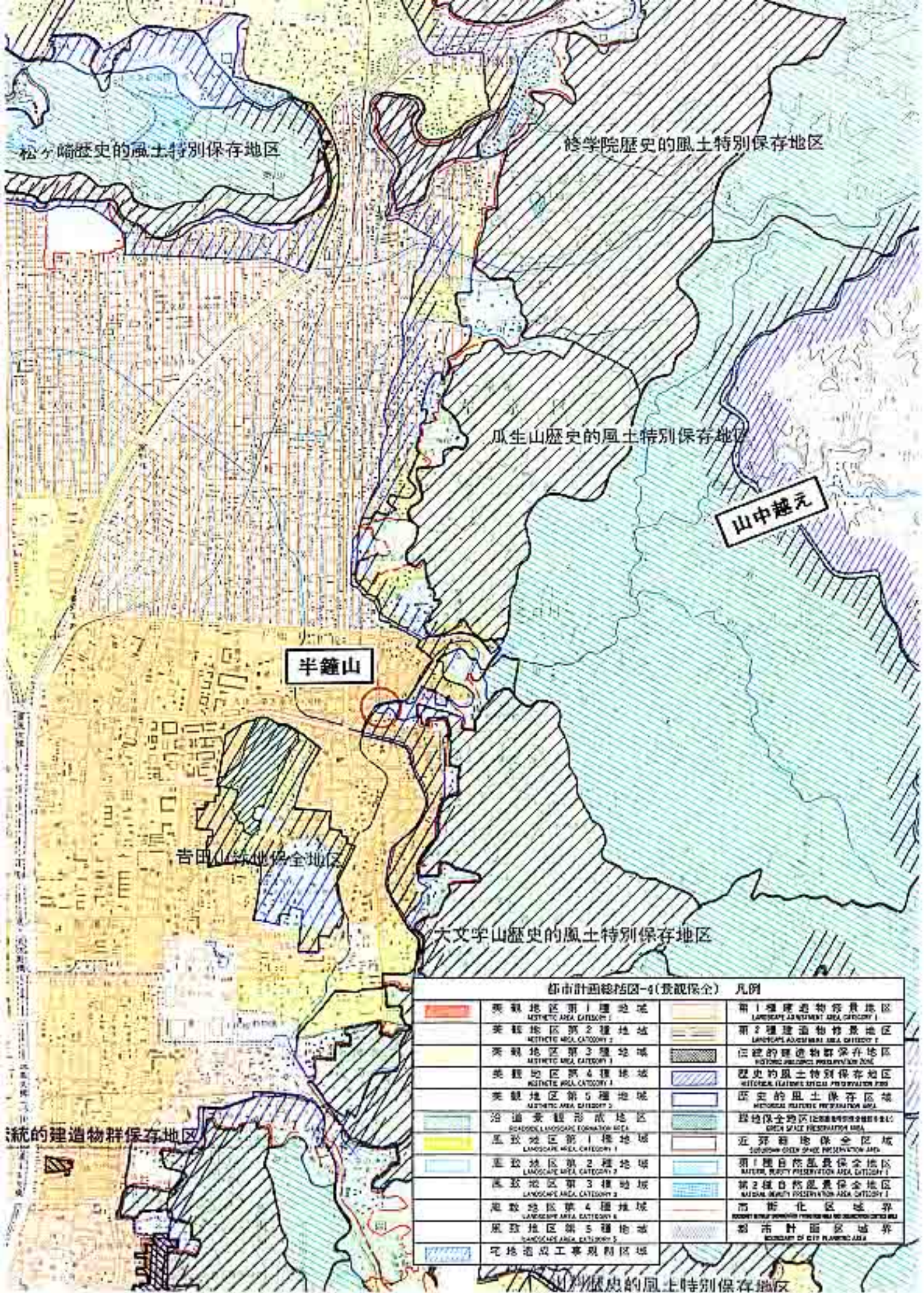
以上の通り、半鐘山を後代の国民に継承するため、半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定されるよう要請いたします。

## 第一次署名集計分

要請人

岡部 勲 (岡部) 草場 昭彦 (草場)  
中村 信子 (中村)  
岡村 芳郎 (岡村)  
辰西 利男 (辰西)  
小林 享 (小林)  
西村 幸延 (西村)





都市計画総括図-4(景観保全) 凡例

	美観地区第1種地域 AESTHETIC AREA CATEGORY 1		第1種建造物群集地区 LANDSCAPE ADJUSTMENT AREA CATEGORY 1
	美観地区第2種地域 AESTHETIC AREA CATEGORY 2		第2種建造物群集地区 LANDSCAPE ADJUSTMENT AREA CATEGORY 2
	美観地区第3種地域 AESTHETIC AREA CATEGORY 3		伝統的建造物群保存地区 HISTORIC ARCHITECTURE PRESERVATION ZONE
	美観地区第4種地域 AESTHETIC AREA CATEGORY 4		歴史の風土特別保存地区 HISTORIC LANDSCAPE SPECIAL PRESERVATION ZONE
	美観地区第5種地域 AESTHETIC AREA CATEGORY 5		歴史の風土保存区域 HISTORIC LANDSCAPE PRESERVATION AREA
	沿道景観形成地区 ROADSIDE LANDSCAPE FORMATION AREA		緑地保全地区(近郊緑地保全地区) GREEN SPACE PRESERVATION AREA
	風致地区第1種地域 LANDSCAPE AREA CATEGORY 1		近郊緑地保全区域 SUBURBAN GREEN SPACE PRESERVATION AREA
	風致地区第2種地域 LANDSCAPE AREA CATEGORY 2		第1種自然風景保全地区 NATURAL SCENERY PRESERVATION AREA CATEGORY 1
	風致地区第3種地域 LANDSCAPE AREA CATEGORY 3		第2種自然風景保全地区 NATURAL SCENERY PRESERVATION AREA CATEGORY 2
	風致地区第4種地域 LANDSCAPE AREA CATEGORY 4		市街化区域境界 URBAN DEVELOPMENT CONTROL ZONE BOUNDARY
	風致地区第5種地域 LANDSCAPE AREA CATEGORY 5		都市計画区域境界 BOUNDARY OF CITY PLANNING AREA
	宅地造成工事規制区域		

瓜生山歴史の風土特別保存地区

## 京都市歴史的風土保存計画

沿革 (昭和42年1月25日)  
総理府告示第5号  
昭和44年7月2日  
総理府告示第25号改正  
昭和46年4月26日  
総理府告示第16号改正  
平成7年6月15日  
総理府告示第38号全部変更

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第5条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、京都市歴史的風土保存計画の決定の件（昭和42年1月25日総理府告示第5号）の全部を次のように変更し、同条第4項において準用する同条第3項の規定に基づき、公示する。

### 京都市歴史的風土保存計画

八世紀の末、桓武天皇が長岡よりこの地に遷都し、政治の中心となるとともに、王朝文化の華が開いた。

首都として千有余年の間繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産の大半は山麓に集中し、東山、西山、北山等を背景にして、恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

#### 1 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等及びこれらと一体となる自然的環境の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

##### (1) 醍醐地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、醍醐寺を中心とし、これと一体となる自然的環境、特に下醍醐より上醍醐に至る道路からの展望域の森林美についての保存にあり、このため、老齢樹の伐採制限とその撫育を図るとともに、下醍醐周辺においては、建築物その他の工作物の新築等についての規制に重点を置くものとする。

##### (2) 桃山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、伏見城跡、桓武天皇陵等の遺跡等と一体となる静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。



### (3) 東山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、修学院離宮、慈照寺、南禅寺、知恩院、清水寺、円山公園等の歴史的建造物及び史跡名勝と一体となる比叡山、大文字山、稲荷山等の東山連峰の自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の密集する地域については、建築物その他の工作物について制限の強化を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

### (4) 山科地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、本圀寺、毘沙門堂、天智天皇陵等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等について規制を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

### (5) 上高野地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、崇道神社、蓮華寺、三宅八幡神社等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境及び高野川流域の景観の保存にあり、歴史的建造物等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制を図るとともに、高野川流域については土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

### (6) 大原地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、寂光院、三千院、勝林院及び来迎院を中心とし、これらと一体となる静寂な自然的環境の保存にあり、背景となる山丘の土地形質の変更、木竹の伐採等について規制を図るとともに、歴史的建造物の周辺地域は特に観光施設の規模及び配置の規制に重点を置くものとする。

### (7) 鞍馬地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、鞍馬寺、貴船神社等と一体となる深山の自然景観と、加茂川の水源としての山峡における渓谷美の保存にあり、樹木の伐採の制限及び森林の撫育に併せて流域景観の維持に重点を置くものとする。

### (8) 岩倉地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、実相院、石座神社、冷泉天王皇后陵等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる自然的環境の保存にあり、歴史的建造物等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等の規制を図るとともに、背景となる山丘については、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(9) 上賀茂松ヶ崎地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、賀茂別雷神社（上賀茂神社）等の歴史的建造物と一体となる自然的環境の保存にあり、背景となる丘陵における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(10) 西賀茂地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、正伝寺、円成寺、源光庵、常照寺等の歴史的建造物と一体となる船山等の自然的環境の保存にあり、背景となる丘陵における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(11) 御室・衣笠地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、鹿苑寺、龍安寺、仁和寺等と一体となる西山、左大文字山及び双ヶ岡の自然的環境の保存にあり、特に、歴史的建造物、遺跡等の周辺地域については、建築物その他工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為を規制するとともに、優美な山容の維持のため土地形質の変更及び木竹の伐採の規制に重点を置くものとする。

(12) 高雄・愛宕地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、神護寺、高山寺、愛宕神社等の歴史的建造物と一体となる幽寂な自然的環境及び清滝川の渓谷美の保存にあり、歴史的建造物の周辺地域については、特に観光施設の規模及び配置についての規制の強化、樹林地については、土地形質の変更の規制及び樹相の維持に重点を置くものとする。

(13) 嵯峨嵐山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、大覚寺、天龍寺、西芳寺、松尾神社等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる名勝嵐山、小倉山、曼荼羅山等の自然的環境、保津川の清流及び嵯峨野における田園景観の保存にあり、歴史的建造物の周辺地域及び嵯峨野については、建築物その他の工作物の規制、渡月橋周辺については、観光施設の規模及び配置の規制に重点を置くものとする。また、保津川の渓谷美と一体となる嵐山及び小倉山の森林美並びに嵯峨野の背景となる山丘については、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制に重点を置くものとする。

(14) 桂地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、桂離宮と一体となる桂川流域の自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制による流域景観の維持に重点を置くものとする。

2 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の

## 整備に関する事項

保存施設の整備に当たっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 溪谷、河川の護岸施設
- (5) 獣害防止施設
- (6) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (7) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (8) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

### 3 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第15条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の重要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域内の地域であること。

### 4 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第11条の規定による買入れに関する事項

法第11条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第8条第1項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を市において買い入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。